

老人保健制度が平成 20 年 4 月 1 日から 「後期高齢者医療制度」に変わります!!

平成 20 年 3 月まで

= 老人保健制度 =

医療

国保や会社の健康保険に加入しながら老人保健で医療を受けます。

- 窓口で提示するもの=
- ▼加入している医療保険の保険証
- ▼医療受給者証

保険料

- 国民健康保険加入者は国民健康保険税として納めます。
- 健保組合などの被用者保険加入者は、保険料として納めます(被用者保険の被扶養者の方は保険料の負担はありません)。

平成 20 年 4 月から

= 後期高齢者医療制度 =

高齢者だけの新しい医療制度である後期高齢者医療で医療を受けます。

- 窓口で提示するもの=
- ▼新たに交付される後期高齢者医療の保険証

- 国民健康保険税および被用者保険の保険料としてではなく後期高齢者医療保険料として原則、年金天引きで納めます。
- 今まで負担のなかった健保組合などの被用者保険の被扶養者も保険料を納めます(ただし、被用者保険の被扶養者の方の保険料は、平成 20 年 4 月～9 月までは徴収せず、また、平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月までは 9 割軽減されます)。

今までと変わらないところは…

- 対象者は老人保健制度と同じく 75 歳および一定の障害があると認定された 65 歳以上の方です。
- 医者にかかるときの医療の給付については、これまでの老人保健制度と同じです。
- 医者にかかるときの自己負担割合は、原則として 1 割、現役並みの所得がある方は 3 割となります。

保険料について

保険料の
決まり方

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

保険料

=

均等割額

(1 人につき 45,900 円)

+

所得割額

(合計所得の 8.63%)

* 保険料率は、県内では原則として均一になるように設定されます。

保険料の
納め方

特別徴収…年額 18 万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料が天引きされます。ただし、介護保険料と合わせた額が、年金額の 2 分の 1 を超える場合は、「普通徴収」となります。

普通徴収…特別徴収に該当しない方は、納付書または口座振替などの方法により、市町村に納めることになります(納期は、7 月、8 月、10 月、11 月、1 月、2 月の年 6 回)。

保険料の
軽減措置

低所得者…低所得者については、被保険者の属する世帯(世帯主+被保険者)の総所得に応じて、次の基準により保険料の均等割額が軽減されます。

【軽減割合】【基準】

- 7 割軽減=基礎控除額(33 万円)以下の場合
- 5 割軽減=基礎控除額(33 万円)+24.5 万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)以下の場合
- 2 割軽減=基礎控除額(33 万円)+35 万円×被保険者数以下の場合

* 年金収入が公的年金の場合、高齢者特別控除(総所得金額から 15 万円を控除)が適用されます。

後期高齢者医療保険料試算表(円)

単 独 世 帯	年金収入額	120万円	160万円	200万円	208万円	300万円	
	均等割額軽減割合	7割	7割	2割	なし	なし	
	均等割額(A)	13,770	13,770	36,720	45,900	45,900	
	所得割額(B)	0	6,041	40,561	47,465	126,861	
保険料	年額(A)+(B)	13,770	19,811	77,281	93,365	172,761	
	月額	1,148	1,651	6,440	7,780	14,397	
夫 婦 世 帯	年金収入額(妻課税所得無)	120万円	160万円	180万円	220万円	300万円	
	均等割額軽減割合	7割	7割	5割	2割	なし	
	均等割額(A)	27,540	27,540	45,900	73,440	91,800	
	所得割額(B)	0	6,041	23,301	57,821	126,861	
	保険料	年額(A)+(B)	27,540	33,581	69,201	131,261	218,661
		月額	2,295	2,798	5,767	10,938	18,222

この制度についての説明会を開催します。日程については次ページにあります。ぜひ、ご参加ください。